

令和8年度路面下空洞調査業務委託契約に係る一般競争入札について

令和8年度路面下空洞調査業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和8年7月2日

豊中市長 長内 繁樹

1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
令和8年度路面下空洞調査業務委託
- (2) 対象地域  
豊中市市内一円
- (3) 業務概要  
一次調査（車道部） 空洞探査車調査 L=6.9km
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月12日（金）まで
- (5) その他  
本入札は、郵送入札により行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において豊中市物品等入札参加資格「81その他の調査・分析・検査」又は「82都市計画・交通関係調査業務（測量及び建設コンサルタント業務を除く）」の認定を受けていること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 令和3年度以降に国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等をいう。以下同じ。）の発注に係る路面下空洞探査車を用いた調査業務を元請けとして完了した実績があること（入札日において完了済みであること。）。
- (6) (5)の実績において、空洞探査車によるレーダー探査（一次調査）と異常箇所のスコープ調査（二次調査）を実施した案件のうち、「空洞箇所の発見率（二次調査における空洞発見数÷二次調査（スコープ調査）数）」が80%以上である履行実績を1件以上保有していること。ただし、二次調査における異常信号箇所数が20箇所以上の実績を対象とする。
- (7) 本業務委託において、ア及びイに該当する者を直接的かつ恒常的な雇用関係を有する管理技術者及び照査技術者として配置すること。
  - ア（ア）から（エ）までのいずれかの資格を有する者
    - （ア） 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士試験の第二次試験の総合技術監理部門（選択科目を「建設-土質及び基礎」若しくは「建設-道路」又は「応用理学-地質」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者
    - （イ） 技術士法による技術試験の二次試験のうち技術部門の建設部門（選択科目を「土質及び基礎」又は「道路」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者
    - （ウ） 技術士法による技術試験の二次試験のうち技術部門の応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者
    - （エ） 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するRCCM資格試験に合格し、道路部門又は土質及び基礎部門のRCCM登録証の交付を受けている者
  - イ 令和3年度以降に完了した国、地方公共団体又はそれに準じる機関による発注業務のうち、路面下空洞探査車を用いた調査業務の実務経験を有する者

- (8) 特記仕様書 6. 業務内容(4) 一次調査（車道部空洞探査車調査）に規定する路面下空洞探査車を本業務に使用できること。
- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (10) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (11) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

### 3 申込書類の提出

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(4)に定めるところに従い、一般競争入札参加申込書（様式 1）（以下「申込書類」という。）を提出しなければならない。
- (2) 期限までに申込書類を提出しない者は、本入札に参加することはできない。
- (3) 申込書類の配付
  - ア 配付期間  
令和 8 年 7 月 2 日（木）の午後 1 時から令和 8 年 7 月 14 日（火）午後 5 時まで
  - イ 配付方法  
「豊中市ホームページの目次>まちづくり・環境>道路・橋梁（令和 8 年度路面下空洞調査業務委託契約に係る一般競争入札について）」に掲載する。
- (4) 申込書類の提出期間及び方法
  - ア 申込書類の提出期間  
令和 8 年 7 月 2 日（木）の午後 1 時から午後 5 時まで及び令和 8 年 7 月 3 日（金）から令和 8 年 7 月 14 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
  - イ 申込書類の提出方法  
持参又は郵送によりウの提出先に提出すること。なお、郵送の場合は、令和 8 年 7 月 14 日（火）午後 5 時までに必着のこと。
  - ウ 提出先  
豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号  
豊中市都市基盤部基盤保全課（第二庁舎 4 階）
- (5) その他
  - ア 申込書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された申込書類は、返却しない。
  - ウ (4)イに定める提出方法以外の方法による申込書類の提出は、受付けない。

### 4 設計書、特記仕様書、現場説明書、豊中市物品購入契約等入札心得等（以下「設計図書等」という。）の配付

- (1) 設計図書等の配布

設計図書等は、申込書類に記載の連絡先に事前に電話連絡した上、令和8年7月17日（金）に電子メールにて送付することにより配布する。本入札に参加を希望する者は、電子メールに添付されている設計図書等に不足がないことを確認し、送信元メールアドレスに当該確認をした旨返信すること。設計図書等のファイル形式はPDF形式とする。

(2) その他

設計図書等の内容についての質疑の方法は、現場説明書で指示する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

豊中市中桜塚3丁目1番1号  
豊中市都市基盤部基盤保全課（第二庁舎4階）  
電話（06）6858-2383

(2) 期間

令和8年7月2日（木）から令和8年7月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 入札場所、日時及び方法

(1) 入札書の提出方法

郵送入札にて行う。郵送による入札については、現場説明書及び「郵送による入札について」で指示する。

(2) 入札書の提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月18日（火）午後5時まで  
日本郵便株式会社豊中郵便局必着  
持込みの場合は豊中市都市基盤部基盤保全課（第二庁舎4階）必着

(3) 開札日時及び場所等

ア 開札日時

令和8年8月19日（水）午前11時

イ 開札場所

豊中市役所 第二庁舎4階 都市基盤部会議室

ウ ア、イに記載している日時、場所で入札参加者に代わり、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもと、入札書の開札を行う。

7 入札参加資格の確認等

(1) 資格審査書類の提出及び期間等

ア 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格を確認するので、当該落札候補者は、エに定めるところに従い次に掲げる書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。

- (ア) 一般競争入札参加資格審査確認申込書（様式2）
- (イ) 2(5)に係る業務実績表（様式3）
- (ウ) 2(6)に係る管理技術者の空洞箇所の空洞発見率に関する業務実績調書（様式4）
- (エ) 2(7)に係る配置予定技術者業務実績表（様式5-1、5-2）
- (オ) 業務内訳書（落札候補者用）

イ 期限までに資格審査書類を提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

ウ 配付方法

資格審査書類については、「豊中市ホームページの目次>まちづくり・環境>道路・橋梁（令和8年度路面下空洞調査業務委託の契約に係る一般競争入札について）」に掲載する。

エ 提出期限及び方法

(ア) 提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時

(イ) 提出方法

オの提出先に持参すること。

オ 提出先

豊中市中桜塚3丁目1番1号  
豊中市都市基盤部基盤保全課（第二庁舎4階）

カ 入札参加資格確認審査を行った結果、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

(2) その他

ア 入札書及び資格審査書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された入札書及び資格審査書類は、返却しない。

ウ (1)エ(イ)に定める提出方法以外の方法による資格審査書類の提出は、受け付けない。

エ 6で指定した日時及び方法で入札をしない者は、本入札の参加を辞退したものとみなす。

8 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は、1回を限度とする。

(3) 本入札については、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける。

(4) 予定価格及び最低制限価格は、開札時に公表する。

(5) 入札結果は、落札候補者決定時に公表する。

9 落札者の決定

開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（落札となるべき金額の入札をした者が2者以上ある場合は、「郵送入札におけるくじの取扱いについて」の方法により決定した者）を落札候補者とし、7(1)により提出された資格審査書類により入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格があると認めるときは、落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。また、落札者が決定しなかった場合再度の入札を行う場合は、別途通知する。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第120条各号に掲げる有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市物品購入契約等入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

12 契約の締結

契約書を作成する。

13 その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、豊中市物品購入契約等入札心得を遵守すること。

入札参加者が1社の場合には、当該入札を中止する場合がある。

14 問合せ先

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市都市基盤部基盤保全課（第二庁舎4階）

電話（06）6858-2383